平成２３年（フ）第９１３０号
東京都新宿区市谷台町16番地
破産者　株式会社オーナノ
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１３１号
東京都八王子市南大沢４丁目10―６―301、住民票上の住所東京都多摩市永山６丁目２―１　サンテーズⅡ105
破産者　飯田　嘉明
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７７号
埼玉県越谷市大成町７丁目85番地
破産者　有限会社ポエム
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８１号
神奈川県相模原市中央区中央５丁目３番１号―302
破産者　有限会社本間土木
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８２号
神奈川県相模原市中央区横山２丁目16―１―201
破産者　本間　　良
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２１８号
埼玉県草加市松江５丁目７番18号
破産者　有限会社広伸フロンティア
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２１９号
千葉県野田市古布内1788―４
破産者　渋谷　信雄
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２３４号
千葉県浦安市海楽１丁目16番10号
破産者　有限会社龍商会
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２５５号
埼玉県戸田市喜沢１丁目35番地の６
破産者　有限会社丸山総業
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２５６号
埼玉県戸田市喜沢１丁目35―６
破産者　丸山　高広
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２５７号
埼玉県戸田市喜沢１丁目35―６
破産者　丸山　慎子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５４号
千葉県千葉市稲毛区緑町１丁目28番８号
破産者　株式会社ＭＦＣ
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５５号
千葉県千葉市中央区新宿２丁目２―２―705
破産者　不破　勇樹
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３８８号
東京都清瀬市梅園３丁目４番16号
破産者　有限会社多摩室内
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３８９号
東京都杉並区南荻窪２丁目６―９―204
破産者　笹川　好章
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４５２号
東京都羽村市羽東１―30―32、商業登記簿上の本店所在地東京都羽村市羽中１丁目３番42号
破産者　株式会社東京アイケーホーム
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４５３号
東京都東村山市廻田町３丁目13―５―301
破産者　加藤　省治
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４６０号
東京都中央区日本橋本町１丁目３番５号
破産者　株式会社アニマキシス
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４６１号
東京都杉並区荻窪５―21―12、住民票上の住所東京都中央区日本橋本町１丁目３―５
破産者　福田　訓士
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５２７号
東京都目黒区緑が丘２丁目15番14号
破産者　キノプロデュース株式会社
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５２８号
東京都目黒区大岡山１丁目12―６―201
破産者　根木　寿浩
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５６７号
東京都板橋区中板橋３―21
破産者　戸塚　令子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部